

第26回世田谷区農業委員会総会

日：令和4年9月15日（木）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第26回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年9月15日（木）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井勝、石井朝康、三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、荻部嘉也、鈴木利彰、細井誠一、岩本敏行、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：海老澤健

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案の審議

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

- ・農地法第3条について 【該当無し】

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について

- ・農地法第4条について 【該当無し】
- ・農地法第5条について

(3) 第3号議案 その他の事項について

- ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

5. 協議事項

(1) 令和4年10、11月の総会日程（案）について

6. 報告事項

(1) ふれあい農園「いも堀り」「4種野菜の収穫」「親子で秋野菜の収穫」の開催
について

7. その他

(1) 農福連携事業における事業拠点について

8. 閉 会

○事務局 こんにちは。ちょっとお時間よりも前ではございますが、皆さんお揃いとなりましたので、ただいまより第26回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願ひします。

(会長挨拶)

○宍戸会長 それでは、議事に入る前に、本日は海老澤健委員が欠席されていますが、過半数の出席でございますので、総会が成立していることを報告申し上げます。

次に、本日の署名委員ですが、石井勝委員、石井朝康委員にお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思ひます。(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。第2号議案は全て専決処理となっております。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が2件となっております。

それでは、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 それでは初めに、第5条の説明をさせていただきます。まず、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。この届出につきましては、会長の専決処分としておりまして、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-15。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-16。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願が3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が5件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願から審議いたします。

事務局、説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、資料No.2-1、2-2をご覧ください。同一被相続人の申請のため、続けて説明させていただきます。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2-3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願の審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、この証明願について簡単に説明をさせていただきます。生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都あるいは区が買取りしない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合から3か月が経過をすると解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、または、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能になった場合となるのですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者

だったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

本日、海老澤健委員が欠席されておりますので、私から報告書を代読させていただきます。

(事務局より、調査内容などについて説明)

以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきました。証明書を発行させていただきます。

次に、3件目、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.4-3、4-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査をされました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議を終わります。

これもちまして第3号議案審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和4年10月、11月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和4年10、11月の総会日程(案)についてをご覧ください。

まず、次回の総会開催日時につきましてですが、当初、10月19日水曜日午後3時から、三軒茶屋分庁舎5階会議室(スワン・ビーナス)での開催を提案しておりましたが、3名の委員の方が次大夫堀公園での事業と重なってしまうとのことで、急遽、会場等を確認し

ましたところ、10月31日月曜日の午後3時から、区役所第2庁舎第4委員会室に空きがあることが判明いたしました。先週、委員の皆様にご予定を確認させていただきましたところ、今のところ、ご都合の悪い方というのは聞いておりません。もしこれで変更についてのご協議、よろしければお願いしたいと思います。

また、11月の開催日時につきましては、11月24日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室の予定となっております。併せてご協議のほどをお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてのご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会の日程案について、10月、11月共に原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.6をご覧ください。報告事項の1つ目ですが、ふれあい農園「いも掘り」の開催、それから「4種野菜の収穫」、「親子で秋野菜の収穫」の開催についてです。周知方法につきましては、10月1日の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただく予定です。最後の秋野菜の方だけ10月15日の「区のおしらせ」になります。

事務局からの報告事項につきましては以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 以上で報告事項を終了いたします。

次第7のその他について、何かございますでしょうか。

○事務局 それでは、事務局から、本日お配りしています農福連携事業における事業拠点についての説明をさせていただきます。黒岩都市農業課長からお話をお願いいたします。

○事務局 そうしましたら、こちらのA4の2枚つづりのものをご覧ください。

農福連携事業については、我々都市農業課と障害福祉部で共に行ってきた事業でございます。令和3年3月に貸借円滑化法の審議をこちらの委員会でもしていただきまして、その後、令和3年4月から土地を借りて、整備ないし事業も行ってきました。ただ、令和4年2月に事業地である農地の相続が発生し、相続人の方より区へ売却の申出がございました。その後、農地の保全と障害者の就労促進という区の課題に対しての事業を進めるところにおいて、今回、継続的な農福連携の事業拠点として区の方で買い取ることにしたということなので、報告させていただきます。

詳細はこのペーパーをご覧くださいと思いますが、これまで貸借でやっていた事業地を区の土地として買い取ってそのまま事業を続けます。将来的にこの農福連携事業の拠点として活用していくというような内容になっております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目の6番の項目にございますが、今回、事業拠点ということで買い取る方向になりましたものでして、今後、事業をほかの農地等でさらに実施していく、事業を拡大して展開していく際には、当初想定していたとおり、事業地を借り受けて、また、貸借円滑化の手続の下で農福連携事業を進めたいと考えております。

内容としては以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

そのほかに何か質問、ご意見はございますでしょうか。

○事務局 農福連携事業について何かご質問等があればお伺いいたしますけれども。

○菅沼委員 これからどんどん農地を買って下さい。売らないで。

○事務局 今後また進めていきたいと思っていますので、ご協力をお願いいたします。

○宍戸会長 ほかにないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規会長職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(職務代理挨拶)

この議事録は、令和4年9月15日（木）開催の第26回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男